平成２２年（フ）第１３１９号
福岡県朝倉市大庭4203番地１
債務者　山口　卓也
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４号
茨城県取手市井野台４丁目20番６―201号
債務者　坂田　静子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地２　11棟403号室
債務者　浅井　　裕
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
茨城県稲敷市上根本801番地５
債務者　伊東　咲江
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
茨城県龍ケ崎市八代町1984番地
債務者　アルモナシー　オーランド　アントニオ
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
茨城県龍ケ崎市八代町1984番地
債務者　アルモナシー　チエコ　モリタ
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
千葉県鴨川市江見外堀842番地２
債務者　堀口ひかる（旧姓川名）
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第７３号
福岡県直方市新町３丁目５番５号
債務者　山崎　重己
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７４号
福岡県宮若市本城1152番地
債務者　入江　伸幸
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１２９号
長崎県長崎市平瀬町68番地55、旧住所愛知県半田市板山町９丁目14番地
債務者　濵岡　　豊
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
長崎県長崎市田中町925番地２
債務者　増田　　悟
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市字仲井真272番地１　鉢嶺リースビル605
債務者　玉城　　勉
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７３号
沖縄県浦添市勢理客１丁目23番10―108号　美幸ハウス
債務者　與那城亮二
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７７号
沖縄県那覇市字国場876番地１階
債務者　屋宜　久子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８１号
沖縄県浦添市勢理客１丁目３番８号　島袋アパート302号
債務者　平良　立裕
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８２号
沖縄県浦添市勢理客１丁目３番８号　島袋アパート302号
債務者　平良　友子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９７号
宮城県大崎市古川金五輪２丁目８番82号
債務者　由利　和敏
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係